

## 地方城下町における町方文書の成立

——丹後国田辺城下町を素材として——

菅原憲二

### はじめに

本稿は近世後期の田辺藩城下の町方（武家町を除く）を対象に、城下町を構成している個々の町人町における町方文書の成立を論ずるものである。

城下町を構成する個々の町には、町方文書は伝存しない。また城下町にはその運営に関わるマチ会所は存在するが、個々の町にはチョウ会所は存在しない。後者について、かつて別の機会に論じたことがある<sup>①</sup>。前者については、乏しい研究調査の過程でそのように思っていた。

しかし、筆者は丹後田辺藩の城下町を構成していた平野屋町と竹屋町には近世期の町方文書が町有屋敷（現集会所）に伝存していることを確認した。京都府舞鶴市平野屋町の集会所には七七一点（データ件数）の古文書が、同竹屋町の集会所には三六二一点（同じくデータ件数）の古文書が伝存し、これらは一部を除き最近同市の指定文化財となっている。

本稿は、これらの近世以来の古文書が如何にして「町<sup>チヨウ</sup>」の文書（町方文書）として成立し、伝存してきたかを検討することによって、京都市や堺などのように、個々の町にチヨウ会所があり、惣町にマチ会所があった「自治」の伝統を誇る近世都市とは異なつた形で、城下町の町人達が都市の運営に関わつてきたありかたと、その特質を考察する基盤とするものである。

そもそも、家あるいは村や町などの地域社会、あるいは社会集団になぜ文書が残っているのか。<sup>(4)</sup>それは地域や集団の成立<sup>(なりたち)</sup>に必要なものとして構成員に認識され、もし災害など非常事態があつたときには、家、地域、あるいは集団の構成員によつて救済されてきたからに違いない。

近世田辺城下では、以下にのべるように田辺城下成立以来の惣町方の相互依存関係があり、その惣町方運営の延長線上に個々の町政の出発点があつた。そして筆者は、一八世紀後半に顕著となる社会変動が個々の町の機能を自覚めさせ、町政を展開させるに至ると考えている。<sup>(5)</sup>

平野屋、竹屋の両町集会所には近世期からの町有文書が伝存しており（竹屋町にあつては現在にいたるまで）、これ自体がかつての城下町を構成する町としては希有の事例に属する。とくに竹屋町では現用の自治会文書を除き、非現用となつている文書類はいまでも集会所の倉庫に大切に保管され、まもなく全部が舞鶴市の指定文化財となる筈である（二〇一四年度は一部のみ）。竹屋町文書はいつから、どのような過程を経て竹屋町の町有文書として伝存してきたのか。

竹屋町文書のうち、近世期の文書は「紀元二千五百三十三」（一八七三年（明治六））の日付が記されている文書筆筒に入っていたことは確実である（現在も残っている抽出の貼紙参照）。この文書筆筒が作製されたとき、

竹屋町には町有屋敷は存在していなかった。現集会所は一九一三年（大正二）に「長い間集会所がないことを遺憾に思っていた」竹屋町が組長集会を経て、長年の課題を果たすために資金繰りをして町屋敷を購入、改築したものである（『竹屋目録』近代E-11…189）。その集会所によりやく文書筆筒が居所を得たのである。同じ田辺城下の平野屋町は文化一一年（一八一四）八月に現集会所を町有屋敷として購入し、その証拠文書である売券を大切に保存してきた。<sup>6</sup>その集会所の長持に平野屋の町方文書は伝存していたという（この集会所がチョウ会所であったか否かについてはなお検討を要する）。また隣町の丹波町にも集会所があり、その成立は近代初期という（ただし町有文書の伝存については現在調査中である）。城下町を構成する町に近世から近代にかけて集会所（会所とは呼ばれていないが）が設立され、そこに町有文書が伝存されたのは、近世田辺城下の成立以来の町方運営の蓄積があったとはいえ、京都や堺などのチョウ「自治」の伝統の長い都市と比べれば決して早いとは言えない。しかし、このような事例自体が貴重なものであり、城下町田辺の平野屋町、竹屋町などの先人達が如何にして町有文書を必要不可欠のものと扱ってきたのか、その歴史過程を分析することは一定の意味があるだろう。そこには、近代以降県庁所在地となつて政治的主導で近代都市への移行が行われた多くの城下町とは違った歴史の可能性が潜んでいると考える。

## 第一章 マチ会所成立以前の月行司文書

京都などの「自治」の伝統の長い都市においては、都市の重層的構造に対応して、それぞれのレベルにおいて

共有文書がある。チヨウ文書があり、組町文書があり、惣町中文書がある。チヨウ文書はチヨウ会所に伝存していることが多い。組町、惣町中文書は、そのレベルの固定した会所的空間がなかったため、まとまった形では伝存していない。町有文書のなかに時期が分散して伝存していると認識している。京都上京立売親八町組文書はその一部が現在京都国立博物館に寄託されているが、伝存の母体となった組織は消滅したようである個人に委任されていた。上京、下京レベルの惣町文書はその明確な所在は不詳と言わざるを得ないが、その一部と思われる文書群が朝尾直弘氏によって報告されている<sup>7)</sup>。

京都の惣マチ文書の性格を持つ町代惣会所の文書はこれまた、まとまった形では伝存が確認されていない。西陣組町代であった古久保家文書には、町奉行所の町代部屋の「日記」、「御触留」等として相当量が伝わっている<sup>8)</sup>。

そのほか、城下町レベルではマチ会所文書が確認されているが（中津、松山など<sup>9)</sup>）、城下町を構成する個々のチヨウの文書の確認事例は寡聞にして事例を知らない。

そのような認識を持っていた筆者は、二〇〇一年に舞鶴市の平野屋町、竹屋町の集会所で、近世以来の町有文書に接する僥倖に恵まれた<sup>10)</sup>。両町方文書にはその伝存状況に共通点と相違点がある。

表1によれば、両町ともに、年代明記分では近世期（便宜一八七二年までとする）の文書のほとんどは一八世紀後半以降のものであること、また一八世紀末頃から一紙文書が急増していることが明らかである。

一方両町の相違が際立つのは、平野屋町には一八世紀前半以前の文書が伝存している点である。後述するように寛永期から推定享保期（一七世紀～一八世紀前半）にかけての文書がある。本稿では先ずこの竹屋町にはない平野屋の早い時期の文書の性格についての検討から始める。

表1 竹屋・平野屋の文書の年代構成

	竹屋町			平野屋町		
	計	冊子	それ以外	計	冊子	それ以外
寛永年間				1		1
元禄年間				11		11
正徳				1		1
享保				4		4
元文	4	3	1	0		
寛保	3	3※	0	3		3
延享	9	6	3	1		1
宝暦	4	3	1	1		1
明和	11	10	1	10	1	9
安永	16	11	5	5	2	3
天明	24	10	14	7	1	6
寛政	68	18	50	23	3	20
享和	15	2	13	14	1	13
文化	100	40	60	45		45
文政	161	73	88	38		38
天保	224	68	156	114	20	94
弘化	48	22	26	39	14	25
嘉永	105	31	74	100	25	75
安政	48	21	27	68	15	53
万延	12	3	9	18	5	13
文久	33	13	20	24	8	16
元治	6	0	6	3	1	2
慶応	40	16	24	27	14	13
明治2～5	71	33	38	8	5	3

※稲荷社再建、御用留

■一紙文書の主な内容

竹屋

送り状 安永8年(1779)～明治5年(1872) 276点

借家請状 文化7年(1810)～慶応4年(1868) 32点

平野屋

送り状 寛政元年(1789)～元治2年(1865) 244点

借家請状 明和4年(1767)～嘉永6年(1853) 18点

■冊子特に触留の伝存状況

竹屋町 天保8年(1837)以降連続

平野屋町 天保13年(1842)以降継続

地方城下町における町方文書の成立——丹後国田辺城下町を素材として——

## 第一節 マチ会所成立以前の月行司文書

### —平野屋町文書を素材として—

結論から言えば、推定を含めて一八世紀前半までの平野屋町文書一七点は、平野屋町の町方文書とは言い難いのである。後掲の「史料一」「史料二」「史料三」を除く一四点は田辺城下全体の祭礼である朝代神社祭礼に関わるもの（祭礼行列の次第書など）であり、近世前期の城下町祭礼の有り様を検証しうる重要な史料である<sup>①</sup>。そしてそれら全てが月行司作成（記載のないもの二点もそのように推定できる）である。

月行司とは城下町田辺では本町（地子御免町九カ町）の年寄が月番で都市運営に関与する役職である<sup>②</sup>。その成立は一七世紀末かと推測する<sup>③</sup>。明和二年（一七六五）に設置される惣年寄が登場するまで、田辺町方を代表する運営の責任者であった。

まず本節で検討する「史料一」～「史料三」は朝代神社祭礼には関係のない文書である。

「史料一」寛永一四年（一六三七）六月二〇日

（『平野屋目録』 8-38）

借用仕御運上銀事

合参百八拾匁也

右者町中へ去年御かし被成候竹や町分御米之銀、市右衛門手前二当座御さなく候二付我等共申上、肴札ノ御運上銀借用仕候、七月中二我等市右衛門相立可申候、若と、こをり申候者、市右衛門家我等方へしち物二取

置申候而急度うりたて、銀子此連判之者共相たて可申候、仍如件

寛永拾四年

六月廿日

堀池次兵衛様

本町

忠右衛門 (花押)

平ノ町

惣兵衛 (花押)

しよく人町

徳左衛門 (花押)

寺内町

七右衛門 (花押)

新町

角兵衛 (花押)

同

九右衛門 (花押)

うおや町

さいけん (花押)

同

利右衛門 (花押)

こんや町

弥右衛門 (花押)

〔史料二〕元禄九年（一六九六）一二月

〔平野屋目録〕 8-34

差上申御請状之夏

今度従当町中銀札拝借奉願候処、無相違被仰付、難有仕合奉存候、然上者若御所替、又者如何様之儀御座候而銀札請返し申儀御座候者、町中拝借之銀高何時二而も可被仰付候、毛頭無滯早速請返可申候、且又町内へ銀上納仕置候儀御座候分者差引仕、残分無相違差上可申候、為後日町年寄中連判之御請状、仍如件

元禄九丙子年十二月廿八日

田辺職人町年寄

甚 助（印）

同本町年寄

惣右衛門（印）

同魚屋町年寄

清兵衛（印）

同丹波町年寄

三郎右衛門（印）

同平ノ屋町年寄

五郎左衛門（印）

同竹屋町年寄

与市左衛門（印）

同吉原町年寄

五郎左衛門（印）

同

長右衛門（印）

同寺内町年寄  
仁左衛門(印)

同新町年寄  
九兵衛(印)

同堀上町年寄  
勘兵衛(印)

同紺屋町年寄  
与右衛門(印)

同西町年寄  
理右衛門(印)

同引土新町年寄  
庄右衛門(印)

同朝代町年寄  
清兵衛(印)

同引土町年寄  
佐兵衛(印)

同大内町年寄  
佐二兵衛(印)

中嶋治太夫様

山田忠右衛門様

〔史料三〕元禄一五年（一七〇二）九月

〔平野屋目録〕 8-37

差上申一札之事

一 京都江登り荷物

殿様御家中町方共ニ、荷物并金銀入之書状ともニ無相違さきく江相届可申上候、若滞義御座候ハ、右連判之者とも吟味仕、急度わきまへ、先様へ御そんかけ申間鋪候事

一 魚荷物京都といやへ付、仕切金銀符之通持參致、魚荷主へ無相違早々相渡シ可申候事

一 魚屋町長平、朝代町八兵衛、此式人今度京都へ登り申候節、京宿願申上、委納被為仰付候義相背、外宿へ

參、御用等も相背申二付、其町々江御預ケ被為成、京通之中間々番等相勤、迷惑仕二付、町年寄中頼、御断

申上候得ハ御赦免被為成、有難奉存候、此上ハ銘々中間の者共重而京都江罷上り申候共、御屋敷江も早々御

案内仕、宿之義も丹波屋五兵衛方へ伺公可仕候、已来之儀少も相背申間敷候、もし被為仰付候御意相背候

ハ、いか様ニも急度可被為仰付候、其時一言之御断申上間敷候、為其連判中間より手形差上ケ申候、為後日

一 札如件

魚屋町

庄兵衛（印）

太兵衛（印）

市兵衛（印）

庄三郎（印）

元禄拾五年

午ノ九月廿六日

メ六拾八人

右之通申上候処ニ、此度ハ無別条御赦免被仰付候上ハ、自今以後町ニにて切ニ致吟味、被仰付候通少も違背為  
致申間敷候、為後日判形仕差上ケ申候、以上

午ノ九月廿六日

○以下五九名連名連印略す。

加太夫 (印)

松右衛門 (印)

長平 (印)

よし原  
長兵衛 (印)

大内町

嘉兵衛 (印)

魚屋町年寄  
清兵衛 (印)

丹波町年寄  
三郎右衛門 (印)

平野屋町年寄  
五郎左衛門 (印)

竹屋町年寄  
与市左衛門 (印)

職人町年寄  
甚助 (印)

山田忠右衛門様  
中嶋次太夫様

寺内町年寄  
仁左衛門（印）  
新町年寄  
九兵衛（印）  
堀ノ上町年寄  
与兵へ（印）  
紺屋町年寄  
善右衛門（印）  
西町きも入  
利右衛門（印）  
引土新町きも入  
庄右衛門（印）  
朝代町きも入  
与右衛門（印）  
引土町きも入  
左兵衛（印）  
大内町年寄  
市右衛門（印）  
月行支  
本町年寄  
惣右衛門（印）

「史料一」は、寛永一四年（一六三七）、まだ藩主が京極氏の時代のものである。竹屋町（市右衛門は町の代表者であろう）が拝借した米の代銀が支払えないため、「肴札」<sup>15</sup>の運上銀を領主側から一時的に借用する内容の証文である。この竹屋町の借銀について連署して保証したのは本町、平野屋町、寺内町、新町、魚屋町、紺屋町の代表者である。何れも地子御免町（本町）であり、いわば田辺惣町中として個別町の債務を可能にしたのである。

「史料二」も「史料一」と同様領主側から職人町以下一六ヶ町が銀札を借用したときの証文である。領主は牧野氏（寛文八年（一六六八）に京都所司代であった牧野親成が入封）に替っている。この時は地子御免町と地子町併せて一六ヶ町の全ての町の代表<sup>16</sup>年寄中が連署して「町中」として相互に保証しているのである。

一七世紀の田辺町方は個別町として、あるいは惣町として領主側から借銀するときは、常に惣町としての保証が必要であったのである。惣町と個々の町がまだ一体のものとして存在していたのである。

「史料三」は田辺と京都間の魚を含む荷物や金銀書付など御用と町方の送付を一手に担う京通い（京都への登り荷物）人足中間<sup>17</sup>二人が、藩が指定した京宿に荷物を届けず他宿に届け、藩の御用に背いた事件に関わるものである。このような事件は実は近世を通じて頻繁に起こっていたのであるが、元禄一五年（一七〇二）のこの史料は現段階ではもっとも古いものである。<sup>18</sup>

魚屋町の長平と朝代町の八兵衛が、規定に背いた科で町預けとされたが、町年寄中が頼んで漸く赦免された。このときの連署者は処罰当事者が含まれていることから京通い人足中間全員と推測され、魚屋町八人、同じく丹波町一五人、平野屋町一二人、竹屋町三人、寺内町二人、職人町、新町、堀ノ上町各一人、紺屋町七人、西町一人、引土新町四人、朝代町三人、大内町一人の計六八人である。

今後は京都への登り荷物について法度に背かず、藩の屋敷への報告と京宿丹波屋五兵衛へ宿泊をする旨の誓約は、中間だけの詫び言では完結していない。奥書にあるように、魚屋町以下地子御免町一〇ヶ町の年寄と地子町五ヶ町の肝煎が以後法度に違背させない旨を連判する必要があった。すなわち田辺惣町中の保証があつて、赦免が完結しているのである。さらに重要なのはこの惣町の末尾に本町（地子御免町）年寄惣右衛門が月行司として署名印判を捺していることである。「史料一」、「史料二」では月行司は連署に加わつてはいない。本文書は田辺城下で対領主との関係で、月行司が登場する最初の史料である。

「史料一」～「史料三」は全て田辺惣町中が証文の内容を保証する形で領主側に提出している。これらの証文以外の文書は月行司が作成した朝代祭礼の行列「次第書」、遷物、神輿昇き、祭礼入用割付に関するものである。これらの文書は伝存していた平野屋町年寄が月行司を勤めていた時ではなく、非番の時の文書があるので（本町、魚屋町、堀上町などが明記されている）、平野屋町の一八世紀前半までの一七点は「月行司文書」と推測できる。

「史料一」～「史料三」の文書が田辺城下最大行事である朝代祭礼の運営にも関わる月行司作成文書群と一括して伝存していた事実は、一八世紀前半までの平野屋町文書は、月行司が全体として管理していた文書群の一部であることを示唆している。この時期の平野屋町作成の文書が残っていないならば（作成されていないとすれば）、すなわち個々の町方文書が成立する前に「月行司文書」が存在していたことができる。いつの時点か不明だが、何らかの理由で月行司文書が平野屋町の管理するところとなつたのであろう。

それ以外の一八世紀後半以降の平野屋町文書（表1参照）は内容からも作成者からも、町方文書に相応しいものとなっている。以上のことから平野屋町文書の内容と年代構成、また後述の竹屋町文書の内容と年代構成から

は、田辺の個々の町文書は一八世紀後半に成立するという見通しが得られるであろう。

一七世紀の田辺城下町では、債務の担保や法度の請合は惣町中の保証が不可欠であった。月行司は恐らく祭礼の行列次第等の調整者としての役割から、その惣町中の輪番運営の責任者として、一七世紀末に登場してくるのである。

## 第二節 マチ会所の成立と月行司文書

### ―月行司箱と月行司帳―

(一)

田辺城下町では、月行司の提案と町奉行所の同意を経て、一八世紀半ばの延享四年（一七四七）にマチ会所が成立する。以後マチ会所が町人による都市運営の中心的空間として確立する。ここでは月行司が輪番で詰めて業務にあたる。このマチ会所の設立に竹屋町年寄壺屋市左衛門が大きな役割を果たしていた<sup>17</sup>。その竹屋町に伝存する近世期の文書は一八世紀の後半以降である（表1）ことから、竹屋町文書は壺屋市左衛門の時代に始まったと言わざるを得ない。

壺屋市左衛門（加藤氏）は寛保三年（一七四三）に年寄に任じられた。竹屋町文書の年代は平野屋町文書と異なり、一八世紀後半から現在に到っているが、その開始は壺屋市左衛門が年寄勤役時代以降といつてよい。彼の先々代の年寄塩屋新左衛門の作成した文書は二点あるが、まとまった内容ではない（『竹屋目録』）。

市左衛門の竹屋町文書への最大の功績は、御用留（正確には「御用表被仰付之扣」である）の作成開始と、マ

子会所設立に関わる多くの文書を残した点にある。

彼は年寄役を勤めた寛保三年（一七七二）に三冊の御用留を残している。以後歴代の竹屋町年寄は自分の手になる冊子で（年寄によって字体はもちろん、横帳か縦帳か、その判型も異なる）御用留を残していくことになる。これらの御用留が現在一部の時期を除いてほとんど伝存していることからすれば、代々の年寄に引き継がれ、町政の執行に不可欠の文書として使用され、現在に到ったものと推測される。以下、その御用留を中心に、竹屋町の文書や記録はどのように遣り取りされ、保存管理されていたのか、検討する（以下、表2も参照されたい）。

通常御用留は、上意下達文書とそれへの対応を記したいわゆる「御用」のみならず、町（村）方からの要望や願書などの下意上達文書、および町相互（村相互）の重要事項の連絡や、町年寄（名主、庄屋など村役人）が職務遂行にあたって重要と思われる事項を簡潔に記した「町用」（「村用」というべきものも含まれており、後者も大きな比重を占めている。竹屋町の御用留も同様の傾向を有するが、町年寄が関係者との遣り取りで、元の文書がそのまま写して「留」められている事例は、当初は少ない。

以下、市左衛門が残した「壺番」の御用留（寛保三年（延享二年（一七四五））から事例を挙げる）。

上意下達文書では、「仰付」とあるものと、「仰付」けられたことを町内に触れたものとの二種類がある。

「廻状御触書」が回ってきたという記述は、延享元年四月の「徳川氏」を名乗った山伏鉢の男（『御触書宝曆集成』一四九一号）の捕縛に関するものと、同年六月の金銀吹替触れ（これは全文を記す、同一二九九号）のみである。これらは何れも月行司から伝達されたものである。

表2 竹屋町歴代年寄役一覧

年 代	年寄名 (姓または屋号)
明暦 (1655~1658) ~寛文 8 年 (1668)	与三右衛門
寛文 8 ~延宝元年 (1673)	与左衛門
延宝元~同 8 年 (1680)	源右衛門 (カ)
延宝 8 ~貞享 3 年 (1686)	不明
貞享 3 年~宝永 6 年 (1709)	壺屋与一左衛門
宝永 6 年~正徳 4 年 (1714)	木屋太郎左衛門
正徳 4 年~享保 5 年 (1720)	味噌屋忠兵衛
享保 5 年~寛保元年 (1741)	塩屋新左衛門
寛保元年~同 3 年 (1743)	塩屋五郎左衛門
寛保 3 年 (1743) ~安永元年 (1772)	●壺屋市左衛門 (加藤氏)
安永 2 年 (1773) ~同 6 年	太郎兵衛
安永 7 年 (1778) ~天明 4 年	●太郎左衛門
天明 4 年 (1784) ~同 7 年	●壺屋忠兵衛
天明 8 年 (1788) ~寛政 5 年 (1793)	●市郎兵衛
寛政 6 年 (1794)	●吉左衛門
寛政 6 年~文化 2 年 (1805)	(酒屋) 伊右衛門
文化 3 年 (1806) ~文化 9 年	● (上野) 太郎左衛門
文化 9 年 (1812) ~同11年	●徳次郎
文化11年~同14年	久兵衛
文化14年 (1817) ~文政 5 年 (1822)	●太郎左衛門
文政 5 年 (1822) ~天保 3 年 (1832)	● (池野屋) 吉左衛門
天保 4 年 (1833) ~同 7 年	●市郎兵衛
天保 7 年 (1836) ~弘化 3 年 (1846)	● (油屋) 久兵衛
弘化 3 年 (1848) ~嘉永 4 年 (1851)	●吉左衛門
嘉永 4 年 (1851) ~万延元年 (1860)	油屋久兵衛 (近藤氏)
文久元年 (1861) ~明治 5 年 (1872)	上野太郎左衛門

(典拠：竹屋町文書)

●は御用留を残している年寄

地方城下町における町方文書の成立——丹後国田辺城下町を素材として——

また奉行所から仰せ付けられた重要事項として、全容が記されたものは寛保四年（一七四四）二月六日の「町方出火」時の駆付人足の区域割と、同じく三月の大橋普請人足および伊佐津川普請人足の割付がある。この二つの事項は田辺惣町中に関わるものであり、前者は「御書付」が別にあると記されている。

〔史料四〕寛保四年（一七四四）二月（傍線筆者、以下同様である）

（町奉行・郡奉行）

（同）

一子二月六日増山勘九郎様、谷八郎兵衛様江、月行司丹はや八兵衛、寺内町作左衛門、竹屋町市左衛門三人被召出候而被仰付候ハ、町方出火之次第、大橋東西火之節ハ、

一人足十人寺内町、十人新町、拾人堀上町、十人紺屋町、十人西町、五人引土新町、五人朝代町、十人引土町、メ七拾人

右年寄肝煎召連、まとい梯子水箒式本つ、為持罷出、御奉行様御差図ニ請火防可申

一大橋西出火之節

人足拾五人竹屋町、拾五人平野屋町、拾五人丹波町、拾五人魚屋町、十人本町

メ七拾人

右年寄召連罷出、御奉行様御下知随い火防可申、尤梯子壺丁、水ほうけ式本、まとい為持可罷出候

一橋西出火之節ハ、鳶口、水かわこ、熊手、真繩等、御月番郡方様本町之出人足受取参、可持参可仕事々々

一橋東出火之節ハ、寺内町出人足郡方様へ罷越、右同断

右年寄付之人足之外、是迄之通罷出、尤町之内組頭五人之内三人火事場へ罷出支配仕、人足廻防可申

一引土村、伊佐津村、倉谷村、安久村、円満寺村、右五ヶ村出火之節、右之通東西共之年寄肝煎人足召連可罷

出候

一職人町小人数、大内町、吉原町之儀ハ相隔居申へハ、(候脱カ)右人数割へハ相除申候、前条之通罷出相防可申候  
右之通被仰付候、尤御書付別ニ有

また「書付」を月行司に提出したもとして、田辺では年頭の献上例となっている鮫の記録がある。

〔史料五〕延享二年（一七四五）三月<sup>20</sup>

丑三月

一鈔壹斗一升貳合 受取

大串<sup>三</sup>三百本拾本 壹串壹勺五才さし

小串<sup>五</sup>五百五拾本 壹串壹勺さし

右書付月行司作左衛門殿へ上ヶ置申候

此所ニ大くし 四百本

小くし 五百廿本

メ四月廿六日上納仕候

右御中陰ニ付延引仕候、以上

下意上達文書に当たるものとしては町方からの願がある。事例としては船の新造願い、毎年恒例の魚地売札の

地方城下町における町方文書の成立——丹後国田辺城下町を素材として——

下付願い、銀札通用期限延期願い、毎年八〜九月恒例の米の端境期の飯米下付願いがある。これらには願書の本文は記されておらず、数量とか該当者など要点のみ記されている。これらの事項も船の新藏願いを除くと田辺惣町中に関わる事項であると言える。

市左衛門がもつとも長文にわたって記述している事件は寛保三年（一七四三）一〇月に起こった竹屋町大和屋太兵衛と新町道具屋庄右衛門の刀売買に関する一件である（翌年六月決着）。その経緯は明らかに大和屋太兵衛の願書をもとに記したものと判断されるが、願書そのものは写が留められていないし、その願書の所在も記されていない。

さらに重要事項としては、市左衛門が中心となって奉行所側と交渉したマチ会所の設立過程がある。これについての願書の本文は、会所設立に関わる別文書にも記録されていない。

御用留の記述からは「触書」「廻状」「願書」「書付」が確かに存在したと思われるが、一部を除き御用留には写としては記されていないのである。また別にありと記されたものも所在ないし容器の存在は確認できない。

竹屋町年寄の手元で遣り取りされ、要点のみ記された町方文書の原本ないしその写は、現在確認することは出来ない。竹屋町の年寄に任命されてから御用留を記し始めた市左衛門は、町政運用上必要な文書（書類）を残す必要がなかったのであろうか。

(二)

彼が町方のため文書を作成したと思われる記述は延享三年（一七四六）五月に現れる。

〔史料六〕延享三年（一七四六）五月<sup>(23)</sup>

一寅五月十三日、御巡見様宮津より由良村昼御休二而田辺町御泊り

稻生左衛門様御宿舟とや孫左衛門方へ<sup>(マ、ム)</sup>

御用人

神保宮内様御宿壺屋与一左衛門

御用人

岩瀬吉左衛門様御宿糺屋三郎右衛門

御用人

右委細之儀記録者<sup>(カ)</sup>月行司箱入有

月行司寺内町

丹はや作左衛門

懸り合平野や町

糺屋孫右衛門

町内江被仰付并人足等之儀者別紙帳ニ委細御座候

前年、徳川家重の將軍襲職に伴う代替わりの諸国巡検使が発遣された（『御触書宝曆集成』一〇一三三号）。この時田辺にやって来た稻生左門ほか二人の巡検使に関わる記録の詳細は「月行司箱」に入れたと記している<sup>(24)</sup>。この時点ですでにマチ会所は設立されていたので、この月行司箱はマチ会所にあった筈である。月行司箱がいつできたのか不明確であるが、マチ会所設立前後と推測する。月番の月行司は職務に関わる惣町中の記録を、月行司箱

地方城下町における町方文書の成立——丹後国田辺城下町を素材として——

表3 18世紀後期 月行司勤番一覧

年 月	月行司町	年 寄 名
寛保3. 延享元.	12 丹波町	治郎右衛門
	2 本町	丹波屋八兵衛
	3 堀上町	三郎左衛門
	4 紺屋町	庄左衛門
	5 新町	九郎右衛門
	6 寺内町	作左衛門
	7 竹屋町	市左衛門
延享2.	9 (丹波町)	次郎右衛門
	2 (新町)	九郎右衛門
	3 (寺内町)	作左衛門
	6 (丹波町)	治郎右衛門
	9 紺屋町	(庄左衛門)
	10 (堀上町)	三郎左衛門
延享3.	11 (竹屋町)	市左衛門
	12 (寺内町)	作左衛門
	2 (?)	太左衛門
	4 (堀上町)	三郎左衛門
	5 寺内町	丹波屋作左衛門
	6 竹屋町	市左衛門
	7	孫右衛門
安永7.	8 (丹波町)	次郎右衛門
	11 平野屋町	
	12 寺内町	
安永8.	1 丹波町	
	2 魚屋町	四郎三郎)
	3 紺屋町	
天明元.	5 新町	吉左衛門
	⑤ 寺内町	?
	6 平野屋町	長左衛門
	7 (魚屋町)	四郎三郎
	8 竹屋町	太郎左衛門
天明4.	① 竹屋町	太郎左衛門
	3 丹波町	源右衛門
	4 本町	嘉右衛門
	7 寺内町	いつみ屋喜左衛門
	8 平野屋町	
天明5.	9 本町	嘉右衛門
	1 竹屋町	忠兵衛
	2 平野屋町	長左衛門 (源右衛門)
	7 竹屋町	忠兵衛
	8 寺内町	喜左衛門

(寛摺) 竹屋町文書 御用留

(参考) 『竹屋町文書目録』掲載の「町会所取立入用帳」(町入用38)末尾の本町の記載順が基本にあると思われる。  
 本町→魚屋町→丹波町→平野屋町→竹屋町→寺内町  
 →新町→堀上町→紺屋町

見様御用町内諸事扣 竹屋町年寄壺屋市左衛門」(町行政26)である。

竹屋町に割り付けられた人足などのことは別に帳面に認めたところ。この記録は現存している。表題は「御巡

に入れ、次の月行司はそれを引き継いでいたであろう。この巡検使の時の記録は寺内町年寄丹波屋作左衛門が作成した。そのことを竹屋町の御用留に市左衛門は記したのである(参考までに表3に月行司の勤番一覧を掲げた)。

さらにここで、市左衛門は重要な記載をしている。

マチ会所に詰めて惣町中の運営の中心にいた月行司は、重要な記録の原本を月行司箱に入れていた。竹屋町年寄市左衛門は、月行司丹波屋作左衛門の作成した惣町中の記録を竹屋町のために「扣」えたのである。そして彼は町にとつても重要な先例の記録となる冊子を作成したのである。彼は惣町中の記録と竹屋町の記録を別のものと認識していた。

この巡検使が田辺に到来し、その時の諸役に係わった時点で、ようやく市左衛門は御用留に町方のための文書の作成を明確にしたのである。すなわち市左衛門は御用留の記載に、月行司文書と町方文書があることを書き留めたのである。

市左衛門の作成した冊子（豎帳、横帳）の表紙書名の書方に注意する。前記の「御巡検様御用町内諸事扣」は「竹屋町年寄」の壺屋市左衛門として記しており、御用留類も同様である。これに対して、別の署名のしかたがある。延享二年（一七四五）五月の「町会所取立入用帳 年寄市左衛門支配 町年寄中」（町入用38）、同六月の「遊行記録 竹屋町年寄市左衛門扣」（祭礼宗教69）、宝暦九年（一七五九）九月の「遊行上人万覚帳 記録帳扣 町年寄中（年寄市左衛門扣）」（祭礼宗教72-1）、明和三年（一七六六）八月の「朝代御旅所一条 月行司市左衛門印置申候」（同8）がそれである。別の署名の仕方とは「町年寄中」として作成した、すなわち本町（地子御免町）の年寄中の記録、月行司文書を写したことを示しているのである。ここに掲げた文書は全て市左衛門の自筆であり、写である。原文書は「月行司箱」にあったものと推測する。

月行司箱は延享三年（一七四六）以降では宝暦三年（一七五三）の御用留（第三番）でも、その存在を確認できるが、その月行司箱の内容はどのようなものであったのか。

〔史料七〕宝暦三年（一七五三）三月<sup>25</sup>

一西三月朔日、太河九郎左衛門様、津田左門様、右兩人去申秋々江戸表へ訴状差上候者有之由にてへいもん被仰付、右西三月朔日兩人共家老御暇被遣、早速立退被申候、委細之儀者月行司箱大帳有

宝暦三年三月の事件は田辺藩家老が江戸での訴状によって追放されたものであるが、その詳細を記した文書は月行司箱の大帳にあるという。少ない事例であるが、マチ行政に関係の無いようなことであつても重要と判断された事案は、その詳細が月行司の記録する大帳に記されたのである。

この月行司が記した大帳とはどのようなものであるのか。

その手がかりが、安永元年（一七七二）に職を辞した市左衛門のあと、安永七年から竹屋町年寄を勤めた木屋太郎左衛門が記した「御用留」（原題は「役用日記）」にある。

その冒頭には以下の記述がある。

〔史料八〕安永七年（一七七八）七月<sup>26</sup>

拙者へ

竹屋町年寄役并酒屋肝煎加役被仰付候、御請申上、大帳先格之通、所々御礼相勤申候

月行司魚屋町

四郎三郎也

竹屋町年寄に任じられたとき、奉行所の各役人に挨拶に回るのであるが、その先格が「大帳」にあるとしてい

る。これは月行司大帳とみてよい。

また太郎左衛門は二冊目の御用留（町行政4）になると、安永九年には「三月 月行司帳二付」と記し、竹屋町関係の記述がない。さらに天明二年（一七八二）になると「九月行司勤ル 別帳二記」とある。このことは、太郎左衛門は月行司勤役中は月行司の冊子（大帳か）に役向きの記録を記すことを示唆しているようである。一方で竹屋町の重要事件については、市左衛門同様に御用留以外の文書作成を記している。

〔史料九〕天明三年（一七八三） 十一月<sup>27</sup>

（竹屋町の北側部分）  
一下ノ町舟屋佐右衛門盗賊いたし候二付、当四月廿五日入牢被仰付候処、十一月廿七日追払被仰付候

此一件別紙委細書付置

この「別紙」が御用留以外に町方文書として作成されたのであるが、収納された場所や容器の記載はない。太郎左衛門も月行司としての文書作成と、竹屋町年寄としての文書の作成に携わっていたのである。

(三)

太郎左衛門の次の年寄忠兵衛（天明四年～同七年）の御用留（「御用町内役用日記」）になると、月行司勤役中であつても、町方の記録は俄然多くなる。天明五年正月には月行司であるにも拘わらず、ほとんど毎日のように記述がある。藩主への年頭礼、鮫目の献上、藩主の鷹野の御用など、月行司の勤め方の記載かと思うぐらいである。そして月の末尾には次のように記されている。

〔史料一〇〕天明五年（一七八五）正月<sup>28</sup>

月番竹屋町年寄忠兵衛相勤

巳正月  
正月晦日晩月行司箱

平野や町年寄長左衛門殿江送申候

忠兵衛は竹屋の御用留以外にも月行司箱に入れる文書作成を行ったのであろう。さらにその月行司箱を次の月行司である平野屋町年寄長左衛門へ送ったとしている。同様の記載は同年七月にもあり、月行司でもあった忠兵衛は「七月晦日晩寺内町年寄喜左衛門殿江月行司箱為持遣ス」と記している。マチ会所設立後作成されたと思われる「月行司箱」は、少なくとも天明五年（一七八五）のこの時にはマチ会所に置かれていたのではなく、月行司個人から個人へと引き渡されたことになる。

この段階での変化だとすれば、それは明和二年（一七六五）の惣年寄の設置、惣年寄と月行司の惣町中運営上の役割分担が影響している可能性がある。このことは今後の検討課題となる。

以上、竹屋町の御用留の記載から、マチ会所に月行司箱があったと思われること、重要な事案の記録は当該文書として入れられていたこと、また輪番になった月行司の町年寄が記す帳簿があり、それは「月行司帳」あるいは「大帳」と呼ばれたこと、これらは月行司箱に入れられ、当番の月行司から順次引き継がれていたことを指摘した。ただし惣年寄が設置されてからはそのあり方は変化したかもしれない。

マチ会所成立以前では、惣町中の運営に関わる月行司文書の管理は不安定であったことが想像されるが、平野

屋町の月行司文書は、何らかの経緯で一部が平野屋町文書として伝存したと思われる。

一方、チヨウの運営業務に関わって年寄は御用留に書付の写や要約を記し、月行司箱からは、チヨウにとって重要事項は写をとって町方文書として保管していたのである。ただしチヨウの保管容器についてはまだ記載はない。

## 第二章 都市行政の展開と町方文書の成立

### ―田辺城下竹屋町文書を素材として―

#### 第一節 町箱作成以前の竹屋町文書

竹屋町のチヨウの記録はどのように保管されていたのか。御用留に記載のある事案が竹屋町に関係ある場合、冊子の形で帳簿として作成され、伝存していることを第一章で確認した。では「触書」「廻状」「願書」「書付」、さらには「証文」類などの一紙文書類はいつから、どのような形で伝存したのであろうか。マチ会所の「月行司箱」のような容器は存在したのだろうか。

大変残念なことであるが、一八世紀後半には市左衛門やその後の太郎左衛門などが勤役中の竹屋町の御用留には、上記の類の文書を入れる箱または容器の記載は見出し得なかった。

第一章では、竹屋町の年寄は月行司勤役中は月行司帳の記載に専念するためか、当該月の御用留には記載が無い事が多いと指摘した。しかし、月行司を務めている月でも、記事がないわけではない。市左衛門の二代後の太

郎左衛門は二冊の御用留〔役用日記〕を残していたが、二冊目の御用留（安永九年三月～天明四年四月）では月行司勤役中でも重要と思われることを記述に留めている。天明四年（一七八四）閏正月がその例で、特に記述量が多い。例えば以下の記述がある。

〔史料一〕天明四年（一七八四）閏正月<sup>20</sup>

今春世上困窮ニ而非人多く有之、昼夜乞食大分出候ニ付、町内清左衛門明家ニ而粥施行之相談致し御案内申上、正月十三日夕夜ミ米六七升つ、粥ニたき施行いたし候、依之町内夜分乞食へ年ノ内不遣、然共夜ミノ乞食も減り不申、旁行届かたきニ付正月廿日切ニ而止申候

右之次第ニ付町内至而難儀成者へ合力遣ス

しかや与助死去ニ付白米壺斗遣ス

のりや伊兵衛へ五升

いつみや太郎右衛門へ五升

壬二市右衛門後家へ五升

右之通正月廿三日遣ス

閏正月他所出之願

一 伊兵衛倅 太郎吉

一 源右衛門倅 七之助

右之者渡世難儀ニ付為持五ヶ年之間京都へ罷越度奉願上候

一 吉右衛門弟 惣七

右之者職分爲習五ヶ年之間京都へ罷越度奉願上候

前半の記事は、近代になって一九三〇年（昭和五）の竹屋惣代土井駒藏編『竹屋町史』にも使用され（近代E…208）、竹屋町の古老で語りぐさにもなっている町内困窮者へ施行である。また後半は一八世紀後期から増大する京都への出稼ぎ奉公の記事である。ただし記事は要約に留まっている。

そのほかに一冊目と大きく異なる点がある。それは奉行所や月行司などに提出する「書付」「願書」などの本文の写が記載されるようになる事である。それが九件ある。それらは「触書」などの上意下達文書ではなく、一件もの（行き倒れ順礼の送り状）以外は全て下意上達文書である。この九件に共通しているのは、実文書本文は町に残らない性格ということである。それ故に御用留に写しておいたのであろう。最初の例を掲げる。

〔史料一二〕安永九年（一七八〇）六月<sup>30</sup>

六月八日、舟屋次右衛門（惣七）名西心来り申様、私共一夜を明し申所も無御座、難儀仕候、町内ニわき候虫と思召、何卒夜ル寐申所御申付可被下候と申候、此者親類共も構ひ不申由ニ付山雄氏へ談し、吉原町惣三郎へ段々申付候得共、是も引請不申候得共、いろく世話いたし、とかく宿かし申所無之ニ付、九日ノ夜ハ無是非惣三郎舟屋ニ寐させ、十日ノ夜は新田ノ小崎屋干鯛小屋ニ寐させ、此趣申上候所、親類并其外あらまし書付差上候様ニ被仰、則左之通書付上ル

覚

一 浄土寺宗 年五十四 次右衛門

仏躰仕名西心

右ハ竹屋町ノ者ニ而御座候所、廿五六年以前居屋敷売払、平野屋町へ借宅仕罷越候、其後六年以前竹屋町惣左衛門と申者從弟ニ而御座候を頼候而懸り居申候候、去年七月浄土寺より送り手形もらい、智恩院ニ而仏躰仕候、右之者親類

姉 小林七郎兵衛殿内義

從弟 見海寺当住

同 西吉原町惣三郎

同 魚屋町惣兵へ

竹屋町惣左衛門ハ死去仕候

右之通御座候、以上

六月十日

最初に事件のあらましの記述があり、ついで物年寄山雄孫左衛門に提出した書付が「覚」として控えられている。ほかの八件も同様である。

では、それ以外の上意下達文書など、町に残るべき町方文書はどこへ行ったのであろうか。その疑問に答える

痕跡が、太郎左衛門の次の年寄壺屋忠兵衛の御用留（「御用町内役用日記」）にある。

忠兵衛は太郎左衛門が開始した下意上達文書を御用留に書き写して残す、という作業を引き継いでいる。

一冊目の御用留（天明四～五年、町行政<sup>6</sup>）では送り状や願書の写しが三件あることからそれらもそれは窺われるが、それ以外に触書の本文をそのまま御用留に書き写す事を始めている。これは今までに年寄にはほとんどなかったことであった。

その触書は天明四年（一七八四）五月付（六月到来）の「時疫流行候節此薬を用て其煩をのかるべし」の文言で始まる公儀触書（『御触書天明集成』二四七三号）、同年七月の「殿様御初入御触書」と題された「覚」、天明五年（一七八五）二月付（六月到来）の「於長崎唐船江相渡候煎海鼠干鮑之儀」の文言から始まる公儀浦触（『御触書天明集成』二九三六号）である。

これが何に起因するのか。

京都の町の場合、連続的に触留帳が残っている三条衣棚町では、それが宝永二年（一七〇五）以降であることが判明している。<sup>(31)</sup> 京都では個々の町で成立年代は様々であるが、奉行所が差図するまでもなく、自律的に触留帳を作成していたと思われる。

田辺の場合、奉行所または惣年寄からの指示、命令があった痕跡はいまのところ確認できないので、触書の要約を記すのみでは済まないような状況に対応した町方の独自の判断かと推測する。

天明五年二月の浦触の場合、「右之通小寄いたし相触申候」との記述がある。「小寄」とは竹屋町では五つあった組での寄合のことであり、組の代表であり町役人でもある組頭が組中の五人組頭を集めて行うものであった。<sup>(32)</sup>

公儀浦触が「小寄」で伝達されたのである。

小寄で上意下達の周知徹底を計るのは延享元年（一七四四）四月に「大橋にて子共、小売子共、夜若者共ほうらつ二荒申段二付：嗜」とある月行司から伝えられた指示、天明三年（一七八三）九月の藩主牧野惟成死去に伴う謹慎が長期に及ぶ事に関して出された「仰付」があげられるが、公儀からの触書による小寄での伝達は最初の事例である。背景には天明期以降、幕府からの重要な内容の触書の増加があり、それを小寄を通じて周知を図る事態がある。

忠兵衛の二冊目の御用留（天明五～八年、町行政5）には公儀触書の写が五点あるのをはじめ、藩からの仰付の要約、北前船の死人に関する願書写や、拝借米願の要約など、多くの記事が記録されている。しかしそれ以上にこの御用留に特徴的なのは、今まで例外的にしかなかった元の書付（切紙ないし半切統紙）が一〇点、冊子の丁間に挿入されて残っている事である（勿論原秩序がそのとおりであったとは限らないが、挿入文書の推定年月は冊子の年月の範囲である）。その内容は公儀触二点、藩からの（恐らく惣年寄を経た）触四点、（これらの六点は廻状の写の可能性がある）、下意上達文書二点、その他三点（人別移動に関するもの二点、不明一点<sup>33</sup>）となる。これらの挿入文書は御用留に写し取られていないし、その要約も記されていない。恐らく多忙となった年寄役の業務の過程で、写し取られずに御用留丁間に挿入されたままとなった可能性がある。これらの文書は写ではなく現物であれば、後に登場する「町箱」に入れて保存されたはずである。

一八世紀の後半に竹屋町の年寄（必然的に月行司役）を勤めた彼らの御用留から伺いしる事ができるのは、次第に繁多となる御用と町用のなかで、留め置くべき事柄の増加である。町行政が繁多さを増す背景には、一八世

紀後半から活発化する北前船の交易と連動する田辺城下の経済活動、それに伴う人や物資の移動、諸事件の続発、そして最も重要なこととして家屋敷や土地の移動（売買や抵当物件化）が増大することがある。

一方では幕府の全国的政策が展開し、公儀触書の周知徹底がはかられ、また右記の経済状況の中で浦触の到来も田辺城下町にとっては重要な意味を持つてくる。

町の年寄にとつて本来の商人としての経営活動以外に都市運営に関わる業務が増大し、御用留（役用日記類）に留め置くことができないほどの量の書付が彼らの業務を多忙なものにしていったことは想像に難くない。惣町レベルの惣年寄や月行司の記録が確認できないのが残念であるが、竹屋町年寄忠兵衛の二冊目の御用留の挿入文書はそのような状況の現れである。

表1で示したように平野屋町、竹屋町の文書が一八世紀後半から増加しているのは、そのような田辺城下町で起こった社会変動の反映であろう。

## 第二節 町箱の成立と竹屋町文書

一八世紀の竹屋町文書では、御用留以外の冊子や書付類がどのように管理、保存され、引き継がれていたかは、知る事ができなかった。現況では惣町中文書も月行司箱文書も同様であった。

しかし文化三年（一八〇六）、この年は竹屋町と竹屋町文書にとつて非常に重要な画期となった。一つは町による土地台帳の作成であり、もう一つは町箱の成立である。<sup>34</sup>

二〇一四年十一月、竹屋町集会所の蔵二階で確認された船算筒は、町箱に転用されたことが明確であった。<sup>35</sup>そ

の扉の裏側には左記の町役人名が墨書されていた。

〔史料一三〕 文化三年（一八〇六）八月

（扉裏側墨書）

文化三年 年寄 木屋太郎左衛門

丙寅八月 与頭 和泉屋太郎兵衛

塩屋徳次郎

烏屋三右衛門

油屋久兵衛

鍋屋藤次郎

「

竹屋町では同じ年九月に「家別間数并質入売買奥印記」（土地1）の作成が開始された。その前後に作成された無題の補助的冊子（土地2、3）とともに竹屋町の全ての家屋敷の台帳となり、以後全ての売買質入に関する記録が書き込まれていくのである。この理由を当時の町役人（〔史料一三〕にある六人）は、これまで家屋敷売買や質入れ時に町役人が証文に奥印し、それを別の帳面（奥印帳）に付けていたが、「先役太郎左衛門、忠兵衛、市郎兵衛、伊右衛門四人之書留帳数多く、吟味紛敷二付」新に冊子を作成したとして<sup>36</sup>いる。前節でも述べたように、町の運営に関わって年寄の手に到来し、捺印を必要とする書付類についても同様の事情が存在したと思われる。町箱を作成し、そこに引き継ぐべき文書を保管することが必要とされたのである。ただ町箱の作成

(船簞笥からの転用) に至る経緯は太郎左衛門の作成した御用留〔役用日記〕、文化三〇七年、町行政13〕には記述がない。

しかし、これ以降、竹屋町の年寄が残した御用留には町箱の存在を明記する記事が続出する。太郎左衛門の功績を引き継いだ吉左衛門は文政五年(一八二二)から天保三年(一八三二)までに御用留を七冊(役用日記、諸日記、日記と表題は様々であるが、番号は七番まであり連続)残している。以下そのうち最初の二冊について、箱について記述のある記事を掲げる。

〔史料一四〕文政五年(一八二二)九月<sup>37)</sup>

九月木屋万平方へ着船之内、死人有、御検使、委細者帳箱ノ下ニ書付有

北前船によると思われる庄内米や越後米など移入記事は、延享元年(一七四四)から御用留には確認できるが、北前船の田辺への入津が増大すれば、それに伴う悲劇も増えることは自然である。右記の記事は木屋万平方が後述のように船宿Ⅱ問屋であるから北前船の乗組員Ⅱ舸子死亡に関するものと判断される。このような記事は以前にもあった。御用留の記載では忠兵衛勤役中の二冊目の、天明五年(一七八五)九月の舸子の死亡事件が最初である。

〔史料一五〕天明五年(一七八五)九月<sup>38)</sup>

巳九月  
一越後国頸城郡直江津

宿木や  
平左衛門

地方城下町における町方文書の成立——丹後国田辺城下町を素材として——

坂下屋吉右衛門船三人乗之内、舸子源五右衛門病死いたし候二付、宿木や平左衛門の案内いたし候二よつて、早速小方岡田伝右衛門殿月番二付、御願御座候趣申上候所、願之趣相叶、一札左之通取、宿木や平左衛門の差上申候

差上申一札之事

榊原式部太輔領分

越後国頸城郡直江津

坂下屋吉右衛門船三人乗

右之内舸子

年五十一 病死源五右衛門

右之者去ル七月十七日国元出帆、若効小浜の去ル五日当湊江着船仕候所、右源五右衛門病氣二付、宿木屋平左衛門殿を以早速当町医中川玄昌殿相頼、為致服薬色々介抱差加候得共、養生不相叶、一昨八日相果申候、則私共船中の看病仕、何之差滞も無御座、病死二相違無御座候二付、御当地無常院二而火葬二仕、死骨ハ取かへり申度由、宿木屋平左衛門殿を以奉願候処、願之通被仰付、難有奉存候、段々宿之衆中御世話二罷成候儀、残所も無御座候段、国元江罷かへり候上、親類共江も可為申聞候、然ル上者後々二至此儀二付毛頭申分無御座候、為後証之仍如件

越後国頸城郡直江津  
船頭 坂下屋 吉右衛門印

天明五乙巳九月十日

舸子 佐兵衛印

丹後田辺  
御役所

源五右衛門兄  
小浜の罷越し候八郎左衛門印

御奉行所

前書之通、水主之者共願之通無滞被仰付、於私共ニも難有仕合奉存候、依之奥印仕差上申候、以上  
宿木屋平左衛門印

この時は越後直江津の北前船船頭らが田辺の關係役所へ提出した証文が写し取られているだけである。太郎左衛門勤役中に始まった下意上達文書を御用留に書き留める方式を忠兵衛も引き継いでいることが確認されるが、そこに留まっていた。

しかし文政五年（一八二二）の船宿木屋万平方から届けられた北前船と思われる着船の死人の關係文書は、奉行所に提出された証文の写しも含めて「帳箱」に入れられたとある。御用留最初の「箱」が出てくる記事である。ただし証文など委細の書付は後述するように伝存していない。

以下、年代順に「箱」の出てくる二つの事例を掲げる。

「史料一六」文政六年（一八二三）五月<sup>39</sup>

此度竹屋町太郎助、源左衛門入津米抜ケ買いたし候二付、御各被 仰付候、是等之儀者急度吟味も可致之

所、不束之次第相見候間、己来相心得可申候

未五月

竹屋町

役人共江

太郎助過料之上戸メ被仰付候、然とも当主ニ無之間、戸メニハ不被仰付候得共、戸メ之心得ニ而相慎可罷在  
旨可申聞候

五月廿九日

御白砂ニ而御用五ッ過

(中略)

御小頭様御申渡し済

住や

太郎助

の村や

源左衛門

問屋二人 古川や  
木や万

安久や

伊兵衛

御上様江申口書、町内箱ニ委細有

「史料一七」文政六年（一八二七）一〇月<sup>10</sup>

越前国酒井郡三国新保

古綿屋吉右衛門船

四人乗

舸子太右衛門死

宿古川屋為五郎方二而、委細書付町内箱二有

十月二日

「史料一六」は入津米の抜け買いで竹屋町の町人（商人）が処罰された事件についての記事の一部である。この時は奉行所への吟味口書など、関係書類は「町内箱」にあるとしている。注意したいのは関係者として名前を連ねている間屋「古川や」と「木や方」、「安久や伊兵衛」である。「古川や」はこの後の「史料一七」の舸子死亡事件の時の船宿として出てくる「古川屋為五郎」であり、「木や方」は「史料一四」と「史料一八」の船宿「木屋万平」である。少なくとも当時、彼ら三名は、竹屋町の西側に店舗を持ち、通りに面した反対側、高野川に河岸をもっていた間屋商人であった。特に古川屋為五郎は、若狭国小浜藩西津に拠点をもち廻船問屋古川家の一族で、田辺竹屋町西側に進出してきた間屋商人と思われる<sup>41</sup>。高野川は田辺城の外堀の役割を果たす一方で、日本海舟運に関わる舟が直接入津できる湊でもあった。

ところで「史料一四」の文政五年九月、問屋木屋万平方に到着した北前船の事件と、「史料一七」の文政六年

一〇月に問屋古川屋為五郎方に到着した越前国坂井郡三国湊新保の北前船に死人が出た事件についての委細について、年寄吉左衛門は「帳箱」「町内箱」にあると記す。この「帳箱」「町内箱」は同じものであろうか。「史料一六」の文政六年五月の米の密輸入（抜米）での当該者に対して行つた吟味調書（申口書）もその写が「町内箱」にあるという。それらは恐らく書付であつたと思われので、「帳箱」は決して帳面だけを入れる箱ではなく「町箱」と同じ意味であると考ええる。

北前船舩子の死亡事件といい、入津米の不正事件といい、その背後には日本海を往来する西廻り航路の主要商品であつた北国米の大量の取引があつた。そうした社会状況のもとで事件が頻発するようになり、関係書類を大切に保存する「箱」が必要となつたのである。船箆箆が「町箱」へ転用される必然性が存在していた。

実は、舩子死人の出た北前船関係の文書は、現在の竹屋町文書では紙縷で一括された一六点の文書群として伝存している。<sup>⑫</sup> そのうち「史料一七」の「委細書付」は四点の文書が伝存している。「史料一四」の文書は遺憾ながらその一括文書群やそれ以外にも伝存していない（勿論「史料一五」関係の文書もその一括などにはない）。

さらに年寄吉左衛門勤役中の二冊目の御用留から、箱の記載がある記事を摘出すると以下の通りになる。

「史料一八」文政八年（一八二五）七月<sup>⑬</sup>

西七月  
一

加州石川本吉

小倉屋与兵衛船

五人乗

軀子彦五郎死

宿紙屋為五郎方二而

委細書付町内箱二有

〔史料一九〕文政八年九月<sup>④</sup>

西九月十六日

越前福井様御領分

三国湊戸野口屋庄三郎船

悴

新治郎

水死

宿木屋万平方二而

委細書付町内箱二有

万平方申出候付口上二而申上候、其上御檢使様御出被成、差上一札認、相濟

〔史料二〇〕文政九年（一八二六）一〇月<sup>⑤</sup>

宿木屋

万平

一越前三国湊菅野屋与四郎船

地方城下町における町方文書の成立——丹後国田辺城下町を素材として——

舩子浅右衛門病死

委細帳箱<sub>二</sub>書付有

御役所小頭方<sub>江</sub>同道<sub>二</sub>而御礼廻り済

戌十月六日

〔史料二二〕文政一〇年（一八二七）二月<sup>46</sup>

<sup>二月</sup>  
一森屋専蔵酒造株讓請

丹後国中郡二箇村利兵衛株以願書願候ニ付

高式拾九石代銀式貫目

御運上銀四匁三分五りつ、毎年久美浜<sub>江</sub>御上納定

願之通相済、何角別紙帳箱<sub>有</sub>

〔史料一八〕～〔史料二二〕の委細書付などは全て「町内箱」「帳箱」に入っていると記載がある。現況を検討すると以下の通りである。

〔史料一八〕〔史料一九〕の委細書付は先ほど指摘した紙縫で一括された舩子死亡事件の文書束一六点十二点のうち現存する（町行政120～122、同123～126）。〔史料二二〕の「別紙」も現存する（町行政91・1・2、95、107）。



文化3年の町箱（撮影は廣瀬邦彦氏）

しかし、「史料二〇」の委細を記した書付は伝存しない。これらの事例からは、委細書付など（町方文書）はいったん文化三年成立の町箱に納められたと思われる。しかし、その後の何らかの事情で、現存している文書もあれば紛失してしまった文書もあるということが判明する。察するに、北前船の乗組員死亡事件や米の移出入に関わる事件の記録は、常に現用文書として参照される可能性が高かったため、町箱に納められたとしても頻繁に入れ入れされ、安定してそこにあつたというわけにはいかなかったことは想像に難くない。そしてさらに町箱には入りきれないほどの多くの文書が作成されていた。

### 第三節 帳箱文書の伝存状況

文化三年の町箱には現在では文書はもろろん入っていない。町箱の扉裏と扉を開いて現われる四段の抽出にはそれぞれ貼紙があり墨書がある（上欄写真）。

四段の抽出貼紙を提示すると(一)「預ケ口控 請払帳」(二)「割帳入」(三右)「用書入」(三左)「白紙」(四右)「坂迎目録 御用書」(四左)「銀札入」である<sup>(17)</sup>。

また、扉裏貼紙は一部か、半分以上が欠損状態で、かつ剥離しかけているが、そこにはその時に収納されたかと思われる文書目録が墨書されている。この文書目録と現在の伝存状況を比較検討すると表4に示すとおりである。目録作成時にはあった筈の文書(冊子)はおよそ半数が確認できない。

文政四年(一八二一)の「稲荷普請帳」を除いて考えると、この目録は天保期から弘化期(一八三〇～一八四八)に作成され、本町箱にはこれらの文書が保存されたと思われる。弘化四年(一八四七)の祭祀記録「秋香儷齡<sup>(18)</sup>」の中に「町内記録箱」とあるのはこの箱のことであると思われる。抽出の貼紙と扉裏側のそれが同じ年代という確証はないが、もし同じ時期と仮定すれば、この時の町箱には冊子を中心に収納されていたと思われる。それにしても、幕末期にはあった文書が現在では紛失していることは非常には残念である。

ここで新たな問題が生じる。文政期の御用留には「箱」に委細書付なども納めたと記録されていたが、扉裏貼紙の目録には当該表題を思わせる一紙文書類の項目はない。また代々の年寄役に引き継がれていた筈の御用留(年寄によって表題が異なることは指摘済み)もその項目がない。これらは一体どこに保管されていたのか。

一八七三年(神武紀元二五三三、明治六)の文書筆筒が現在集会所の押入に置かれている。この筆筒は文化三年(一八〇六)の帳箱よりはるかに大きい。町方文書の増加に対応するため、この文書筆筒を竹屋町で新調したのである。当時の竹屋町の戸長上野太郎左衛門(文化三年の年寄木屋太郎左衛門の子孫であろう)ほか三人の首辨(近世ならば組頭に相当か)の墨書署名がある。この箱には年号の記入された貼紙が八つの抽出に貼付されて

表4 幕末期の町箱文書の伝存状況

町箱扉裏張紙墨書にみる文書名	現存状況	『竹屋町文書目録』
[ ]太鼓[ ]八本記録	△	「太鞍番諸事記録」など 祭礼29-2 2F-1: 94、172-2
天保十三壬寅年 稲荷石垣寄進記録 二冊	◎	祭礼45、65
[天保]十三壬寅年[ ]田鶴講 一冊	×	—
[弘]化二乙巳年 日光御社参御祝記録		儀礼14
天保五甲 <sup>(ママ)</sup> 子年俄祭礼記録	◎	祭礼25
[ ]丑九月一冊	?	祭礼20: 祭礼諸記(天保12.9)
[ ]買物帳一冊	?	祭礼32: 御祭礼当座限銀買物帳
[ ]書上帳一冊	×	—
[ ]祭礼辰年九月一冊	?	祭礼7: 御祭礼書記(文政3.9)
[ <sup>(天保)</sup> ]九戊戌年 巡見割帳 一冊	◎	町入用31
□保十一庚子年 □城守様御奏者御役所祝儀	◎	儀礼13
□保十一庚子年 朝代社寄進割帳 一冊	×	—
□保十四癸卯年 [ ]割帳一冊	?	年貢30: 日光御用金見割 町入用36: 御祝割帳 竹屋町
天保十四癸卯年 両季割物[ ]	×	
同十五甲辰 両季割物帳[ ]	×	
弘化二乙巳年 両季割物[ ]	×	
同三丙午年 盆割物帳	×	
年々酒迎帳面 [ ]冊	○	祭礼: 寛政~嘉永年間で26冊
文政四辛巳年 稲荷普請帳	◎	祭礼43~68
天保十四癸卯年 同鳥居石垣[ ]	◎	祭礼56
天保十四癸卯年 太鼓番入用	◎	2F-1: 60
天保十四癸卯年 水戸普請	×	
町内貸附帳	×	
水場焼出し帳	×	

備考: 現存状況 ◎全て ○ほぼ全て △一部 ?要検討 ×残存せず

『竹屋町文書目録』には該当する目録番号や推定される該当文書名を記す。

地方城下町における町方文書の成立——丹後国田辺城下町を素材として——

いた。<sup>50</sup>年号ごとに古文書が町人の手によって整理されていた痕跡が明瞭であった。二〇世紀後半に衣装缶に移されるまで、これらの抽出には古文書が納入されていたと思われる。現在刊行した目録には、人の移動に関する証書類（人別送り状など）だけで四〇〇点以上ある。これらが一八世紀末以降増加した一紙文書（表1参照）の大半を占めていた。これらの一紙文書は、文化年間にも、弘化年間にも相当量存在していたのである。

推測の域に入るが、文化三年に成立した町箱には、委細書付などや人別の移動に関する証書類が最初は入っていた可能性がある。しかし遅くとも弘化年間には新に再整理する必要に迫られて、仕分け直しが行われたのである。その痕跡が町箱の貼紙である。大量の一紙文書は別の容器に納められた可能性が高い。その記録もその容器もまだ未発見である。

## おわりに

以上述べてきたことを要約し、若干の課題を記しておく。

一八世紀後半以降の社会変動がマチ会所設立後の町年寄の業務を多忙なものとするなかで都市運営、町運営が展開する。御用留の作成は次第に記述を多くさせ、そこから町方に残すべき文書が発生し、御用留から分離していく。最初は要点のみであったものが、書付が写し取られたり、下意上達文書の控を残すことになる。また上意下達文書が公儀触書の周知徹底を図る過程で写し取られることともなる。一方、城下経済の活発化はそれ以前にもまして周辺地域や京都との物資の取引や人の往来を増大させることになる。交易や取引上の諸事件も増大し、

御用留には記載しきれない文書、とりわけ証文類が年寄役の周辺で増加する。町方と町人にとって最も重要なのは家屋敷を管理することであった。それは家屋敷を抵当 $\equiv$ 資金とした取引の活発化を支えるからである。しかしそれが破綻したとき、売買が起こり、また新たな町人の到来もたらす。年寄をはじめ町役人の関わる文書量は増加の一端をたどっていったであろう。

さらには御用留から重要な記録が別文書として分化していく。祭祀の記録、坂迎えの記録（通過儀礼としての伊勢、金毘羅、秋葉参詣からの帰参者への祝）、家屋敷売買の記録や町入用の負担に関する帳簿などである。御触留が単独の冊子となるのは天保期となる。そのような事情が御用留以外の文書を保管する容器を必要とし、町箱が成立する。それでも増大する文書量に、おそらく最初の町箱では容量不足となり、新しい容器が準備されるのである。町行政の展開は多くの文書とそれを保管する容器を必要とした。

すでに紙数を超えているが、残された課題は多い。

北前船の盛行を具体的に示す一八世紀後半に増加する他国米の移出入に関する具体的な数量の把握、さらには土地台帳の分析による家屋敷の質入、売買の状況から竹屋町の町人層の変化を探ることなど、一八世紀後半に起こった社会変動の総体的説明がそれである。その上で年寄市左衛門によって作成が始められた御用留から、多くの町方文書が分化していく過程を詳細に分析する必要があるが、これらは全て後日の課題である。

最後に下記の点を付け加えて結びとしたい。

田辺町方では、駿府町方文書（惣町レベル）に見られたような現用 $\uparrow$ ↓半現用 $\uparrow$ ↓非現用という文書の管理システムが意識されていたか否かはまだ未検討である。また富善一敏が信州乙事村で検出したような一片の文書も

宝52と思う地域社会の通念が存在していたか否かも、今後の検討課題である。だが竹屋町における下記の事実を指摘しておく。

近代に入ってから竹屋町の文書は作成され、その多くは集会所の押し入れや倉庫に伝存していた。一九七三年（昭和四八）には、一八七三年（明治六）の「家敷地奥印簿」を修復している。近代になって新たに作成された土地台帳である。竹屋町の人達がその土地台帳を大切なものと認識していた証拠であろう。一九七五年（昭和五〇）にも近代初期の古文書が修復されている（保存ダンボールのマジックインキ書）。

このように地域に伝存する文書が大切なものと竹屋町の人々が意識するのは、近世後期から継承されてきた町運営の基盤がある。文化三年（一八〇六）の自律的な新規土地台帳作成に見られるように、経営資金の基盤となる信用の付与に、町の家屋敷管理は極めて重要であり、いわば町人⇨商人の存立基盤は町にあった。その町の運営に関わる町役人層と彼らが管理する多く文書も大切なものと意識されていたことは想像に難くない。その伝統が現在まで生きていたのであろう。

象徴的な文書は、文化三年とほぼ同じ時期に成立し近代初期に至るまで多くの書き込みがある竹屋町東西両側「〔家別間数并質入売買奥印記〕（原題はなし）」である（土地2、3）。二つの冊子には水濡れした痕跡があり、墨が流れている箇所もある。他の竹屋町文書にはこのような水に漬かった痕跡の有る文書はない。明らかに火難をさける対応が取られたのである。絶対に紛失してはならない現用の土地台帳であったのである。

〔付記〕

本稿は二〇一三年三月二日に行われた菅原の退職記念講義「地方城下町における町方文書の成立―文書は何故残ったか、残るのか―」の一部を、補足修正して文章化したものである。当日の拙い講義を聴いて下さった方々に文章化が遅れたことをおわびしたい。

本稿の作成に関しては二〇〇一年以来の京都府舞鶴市での文書調査を支援、共働して下さった方々を忘れることはできない。平野屋自治会、竹屋自治会、元竹栄公社、舞鶴地方史研究会、舞鶴市教育委員会、千葉大学文学部史学科・同大学院人文社会科学研究所の院生・学生、また修了生・卒業生の方々に大変お世話になった。特に平野屋自治会の元古文書担当の松田正之助氏、竹屋自治会元会長の仲川善通氏には調査および目録刊行に関して大変ご迷惑をお掛けしたが、お二人とも二〇一四年に鬼籍に入られた。謹んでご冥福を祈り上げる。

〔付記二〕

二〇一五年度末に、文化三年の町箱、一八七三年の文書算笥なども舞鶴市の指定文化財となった。

注

(1) 「日本近世都市会所論の試み」、朝尾直弘教授退官記念会論集『日本社会の史的構造近世・近代』思文閣出版、一九九五年四月、所収。

(2) 菅原編『丹後国田辺城下平野屋町文書目録（京都府舞鶴市字平野屋）』千葉大学文学部史学科菅原研究室、二〇〇五年三月。以下『平野屋目録』と略記する。

- (3) 菅原編『丹後国田辺城下竹屋町文書目録(京都府舞鶴市字竹屋)』千葉大学文学部史学科菅原研究室、二〇一一年三月。以下『竹屋目録』と略記する。
- (4) 久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団―由緒と言説』山川出版社、一九五五年。
- (5) 拙稿「地方城下町における歩一銀の成立―竹屋町文書を素材に―」(菅原憲二先生退職記念事業実行委員会編『菅原憲二先生退職記念文集』二〇一三年三月)でその一端を指摘した。
- (6) 前掲『平野屋目録』番号717-9。
- (7) 朝尾直弘「朝河貫一と下京文書」『日本史研究』二四一、一九八二年。
- (8) 京都府立総合資料館蔵。朝尾直弘「解説」、京都町触研究会編『京都町触集成』第一巻、岩波書店、一九八三年一〇月。
- (9) 中津では中津市歴史民俗資料館に「惣町大帳」「市令録」が、松山では愛媛県立図書館に「諸事頭書之控」などが架蔵されている。
- (10) これらの古文書群の目録は、既に両自治会、舞鶴地方史研究会の協力を得て刊行を済ませている。前掲『平野屋目録』『竹屋目録』。
- (11) 前掲『竹屋目録』参照。
- (12) 拙稿「近世田辺城下における町人による都市運営―惣年寄と月行司」、千葉大学大学院人文社会科学研究所『人文社会科学研究』第一六号、二〇〇八年三月。
- (13) 『平野屋目録』1-6-4、「祭礼入用之割」に元禄七年(一六九四)九月「月番」とあるのが月行司であると判断する。
- (14) 近世の田辺では恒常的に町方が藩側から米を拝借する。それは飯米の端境期に行われ低利で短期に返済される通例である。藩の城下町維持政策の一環と考えられる。後掲の御用留類にはこの記録が多く、全て抹消されている。
- (15) 近世後期では「魚地売札」と呼ばれる魚小売営業鑑札と推測する。この記事も後掲御用留には毎年暮れから年頭

にかけて記載がある。

(16) 後掲御用留には、この京通い中間と京宿の紛議に関わる記事が数多く記録されている。

(17) 前掲注(12) 拙稿参照。

(18) 竹屋町南端西側にある高野川にかかる橋。本町通から宮津へ向かう道筋にあり、田辺では最も重要な橋である。

(19) 『竹屋目録』所収史料集番号一(以下、「竹屋史料集」一と略記する)。

(20) 同前。

(21) 同前。これに関しては『旧田辺城下町方文書調査報告―竹屋町文書調査の記録No.4』(千葉大学文学部史学科菅原研究室、二〇〇九年五月) 史料集解説の中で「竹屋町大和屋太兵衛と新町道具屋庄右衛門の出入について」で問題の所在を述べた。

(22) 関連文書は前掲注(19)「竹屋史料集」二〇五に掲載した。

(23) 『竹屋目録』町行政2。以下竹屋町文書の場合は『竹屋目録』を省略する。

(24) 同様の記載は天明五年(一七八五)八月の巡検使到来のときにもある。町行政5。

(25) 町行政27-1。

(26) 町行政3。

(27) 町行政4。

(28) 町行政6。

(29) (30) 町行政4。

(31) ただし享保一一年(一七二六)の京都町奉行所からの問い合わせに対しては正徳四年(一七一四)からと返答している。『京都町触集成』第一卷一六八一・一六八二、岩波書店、一九八三年。

(32) 前掲注(12) 拙稿参照。

(33) 書付の総数が一致しないのは一枚の書付に公儀触と藩からの触があるためである。

地方城下町における町方文書の成立——丹後国田辺城下町を素材として——

- (34) 前掲注(5) 拙稿参照。
- (35) 「船簞筒から町箱へ」『旧田辺城下町方文書調査報告―竹屋町文書調査の記録No.10』(菅原憲二、二〇一五年七月、所収)でその概略を述べた。
- (36) 「家別間数并賃入売買奥印記」(土地1)。同史料は『旧田辺城下町方文書調査報告―竹屋町文書調査の記録No.2』(千葉大学文学部史学科菅原研究室、二〇〇七年六月)に一部を翻刻掲載している。
- (37) 町行政14。
- (38) 町行政5。
- (39)(40) 町行政14。
- (41) 拙稿「近世後期北前船における舸子死亡事件をめぐって―北前船と丹後田辺竹屋町(一)―」、『舞鶴地方史研究』第四二号、二〇一一年四月。
- (42) 町行政17〜132。目録の点検によって同115〜116も本来その一括にあったものと推測される。
- (43)〜(46) 町行政15。
- (47) 漢数字は抽出の上からの順。三四は二列になっているので左右で示した。
- (48) 前掲注(35) 参照。
- (49) 祭礼宗教15。
- (50) 文書簞筒の写真是前掲注(3)『竹屋目録』の口絵に掲載している。
- (51) 青木祐一「近世都市における文書管理―「駿府町会所文書」を中心に―」、『千葉史学』三九号、二〇〇一年一月。
- (52) 富善一敏『近世中後期の地域社会と村政』、東京大学日本史学研究室、一九九六年。